

広島県告示第三百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	ひろぎんクレ ジットサービ ス株式会社			所 在 地	広島市中区紙 屋町一丁目三 番八号			指 定 を し た 日	令和七年三月 六日			納付事務に係る歳 入等の内容	広島県立総合リハ ビリテーションセ ンターの設置及び 管理条例（昭和五 十三年広島県条例 第一号）第九条第 一項に掲げる手数 料			歳入及び歳入歳 出外現金の納付 の委託を受ける ことができる期 間	令和七年四月一 日から令和八年 三月三十一日まで		
													広島県立総合リハ ビリテーションセ ンターにおける補 装具及び日常生活 用具制作・修理費 用並びに主治医意 見書料及び意見書 作成に係る診察・ 検査費用						